

防衛庁訓令第36号

防衛庁本庁の部局等において使用する公印に関する訓令を次のように定める。
昭和39年9月25日

防衛庁長官 小泉 純也

防衛省本省の部局等において使用する公印に関する訓令

改正	昭和43年6月11日庁訓第21号	平成9年6月30日庁訓第31号	令和元年6月20日省訓第8号
	昭和48年7月31日庁訓第39号	平成12年6月15日庁訓第77号	令和2年6月29日省訓第37号
	昭和48年10月16日庁訓第51号	平成13年1月6日庁訓第2号	令和3年7月1日省訓第46号
	昭和48年11月27日庁訓第60号	平成13年3月30日庁訓第45号	令和5年6月29日省訓第56号
	昭和50年9月18日庁訓第41号	平成14年3月29日庁訓第36号	
	昭和52年5月26日庁訓第23号	平成16年3月31日庁訓第34号	
	昭和52年6月16日庁訓第25号	平成18年3月27日庁訓第11号	
	昭和53年5月29日庁訓第26号	平成18年7月28日庁訓第83号	
	昭和54年6月22日庁訓第30号	平成19年1月5日庁訓第1号	
	昭和59年6月30日庁訓第37号	平成19年8月30日庁訓第145号	
	昭和60年4月6日庁訓第19号	平成20年6月27日庁訓第40号	
	昭和61年7月1日庁訓第35号	平成21年7月29日省訓第48号	
	平成元年3月4日庁訓第6号	平成23年4月1日省訓第16号	
	平成4年6月26日庁訓第47号	平成26年7月24日省訓第40号	
	平成5年3月23日庁訓第7号	平成27年3月31日省訓第10号	
	平成5年6月30日庁訓第45号	平成27年10月1日省訓第39号	
	平成9年1月17日庁訓第1号	平成31年3月29日省訓第18号	

(趣旨)

第1条 この訓令は、防衛省本省の部局等において使用する公印の形式、寸法、届出手続、保管等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局等 防衛省並びに防衛省本省の内部部局、防衛人事審議会等（防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会及び防衛施設中央審議会をいう。以下同じ。）、防衛省本省の施設等機関及び防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第19条に規定する特別の機関並びに同法第31条に規定する地方防衛局及び同法第32条に規定する地方防衛支局をいう（これらの部局等

に置かれる会計機関を除く。)

(2) 公印 公務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいい、次号の省印及び第4号の官職印を総称する。

(3) 省印 部局等の名称を刻印したものをいう。

(4) 官職印 部局等の長又は部局等に置かれた職員で法令によりその職務権限が定められたもの（以下「職員」という。）の官名又は職名を刻印したものをいう。

(公印の形式)

第3条 公印は、方形の印面の周囲に1条の外側縁を附し、その内側に部局等の名称又は部局等の長若しくは職員の官名若しくは職名を左横書きによる明りょうな字体をもって浮き彫りにするものとする。この場合においては、名称又は官名若しくは職名のほかは「印」又は「之印」の文字を加えて彫刻することができる。

(公印の寸法)

第4条 省印及び官職印は、それぞれ別表第1及び別表第2に掲げる区分の寸法によって作成するものとする。

(公印の印材)

第5条 公印の印材には、容易に摩滅若しくは腐食しない硬質のものを使用しなければならない。

(職務代行の場合の官職印の使用)

第6条 部局等の長又は職員に事故等があるため、他の職員が代理、事務取扱等を命ぜられその職務を代行する場合には、その職務を代行される者の官職印を使用し、代理、事務取扱等の官職印は制定しないものとする。

(作成、改刻又は廃止の届出)

第7条 別表第1及び別表第2に掲げる公印を作成、改刻又は廃止したときは、防衛省、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛事務次官、防衛審議官及び防衛省本省の内部部局に係る公印については大臣官房長が、防衛人事審議会等に係る公印については防衛人事審議会等の長が、防衛省本省の施設等機関に係る公印については当該施設等機関の長が、特別の機関に係る公印については特別の機関（統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関

(以下「部隊等」という。)を除く。)の長が、地方防衛局長及び地方防衛支局に係る公印については地方防衛局長及び地方防衛支局長が、それぞれ別紙様式第1又は別紙様式第2により速やかに防衛大臣に届け出なければならない。

(押印)

第8条 公印の押印は、決裁済みの原議に基づいて、当該決裁者(省印については当該部局等の長)又はその公印の保管に関する事務を所掌する部若しくは課の長若しくは第11条に規定する保管責任者が行う。

2 訓令、防衛大臣指示、行動命令、一般命令その他の防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛事務次官及び防衛審議官の名で発する文書(防衛省組織令(昭和29年政令第178号)第12条第3号から第5号までに規定する事務に関するものを除く。)並びに大臣官房長の名で発する文書(同条第3号から第5号までに規定する事務に関するものを除く。)に係る前項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「その公印の保管に関する事務を所掌する部若しくは課の長若しくは第11条に規定する保管責任者」とあるのは、「大臣官房文書課長又はその指名した大臣官房文書課の職員」とする。

(公印印影の印刷)

第9条 部局等又は部局等の長若しくは職員が発する公文書で、一定の字句及び内容のものを多数印刷する場合において、支障がないと認められるときは、その公印の印影を当該公文書と同時に印刷して公印の押印にかえることができる。

(保管)

第10条 公印は、保管責任者が、金庫その他確実なところに格納し、施錠の上、厳重に保管しなければならない。

(保管責任者)

第11条 公印の保管責任者は、その公印の保管に関する事務を所掌する部又は課(部又は課を置かない部局等にあつては、当該部局等。以下本条において同じ。)の長が、当該部又は課に属する者のうちから指名した者とする。

(委任規定)

第12条 別表第1及び別表第2に掲げる公印以外の公印の形式、寸法及び届出手続等については、防衛人事審議会等の長、防衛省本省の施設等機関の長、

特別の機関（部隊等を除く。）の長並びに地方防衛局長及び地方防衛支局長が、この訓令に準じて定めるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和39年9月25日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現に使用する公印で、この訓令に定める形式、寸法等と異なるものは、これを新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 防衛庁本庁における公印に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第34号）は、廃止する。

附 則（昭和43年6月11日庁訓第21号）

この訓令は、昭和43年6月15日から施行する。

附 則（昭和48年7月31日庁訓第39号）

この訓令は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則（昭和48年10月16日庁訓第51号）

この訓令は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則（昭和48年11月27日庁訓第60号）

この訓令は、昭和48年11月27日から施行する。

附 則（昭和50年9月18日庁訓第41号）

この訓令は、昭和50年9月18日から施行する。

附 則（昭和52年5月26日庁訓第23号）

この訓令は、昭和52年5月26日から施行する。

附 則（昭和52年6月16日庁訓第25号）（抄）

この訓令は、昭和52年6月16日から施行する。

附 則（昭和53年5月29日庁訓第26号）

この訓令は、昭和53年5月29日から施行する。

附 則（昭和54年6月22日庁訓第30号）

この訓令は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月6日庁訓第19号）

この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則（昭和61年7月1日庁訓第35号）

この訓令は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則（平成元年3月4日庁訓第6号）（抄）

- 1 この訓令は、平成元年3月4日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、こ

これを修正した上使用することができる。

附 則（平成4年6月26日庁訓第47号）

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成5年3月23日庁訓第7号）（抄）

1 この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年6月30日庁訓第45号）

この訓令は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成9年1月17日庁訓第1号）

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成9年6月30日庁訓第31号）

この訓令は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成12年6月15日庁訓第77号）

この訓令は、平成12年6月15日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月30日庁訓第45号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日庁訓第36号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日庁訓第34号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）

1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年6月27日省訓第40号）

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年7月29日省訓第48号）

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日省訓第16号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月24日省訓第40号）

この訓令は、平成26年7月25日から施行する。

附 則（平成27年3月31日省訓第10号）（抄）
（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）
（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日省訓第18号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月20日省訓第8号）（抄）

1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年6月29日省訓第37号）

この訓令は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和3年7月1日省訓第46号）

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和5年6月29日省訓第56号）

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1（第4条、第7条、第12条関係）

区 分	寸 法
防衛省の印	35ミリメートル平方
防衛人事審議会の印 自衛隊員倫理審査会の印 防衛施設中央審議会の印	30ミリメートル平方
防衛大学校の印 防衛医科大学校の印 防衛研究所の印	
統合幕僚監部の印 陸上幕僚監部の印 海上幕僚監部の印 航空幕僚監部の印	
統合幕僚学校の印	28ミリメートル平方
情報本部の印 防衛監察本部の印 外国軍用品審判所の印 北海道防衛局の印 東北防衛局の印 北関東防衛局の印 南関東防衛局の印 近畿中部防衛局の印 中国四国防衛局の印 九州防衛局の印 沖縄防衛局の印	30ミリメートル平方
帯広防衛支局の印 東海防衛支局の印 長崎防衛支局の印	28ミリメートル平方

熊本防衛支局の印

別表第2（第4条、第7条、第12条関係）

区 分	寸 法	
防衛大臣の印	30ミリメートル平方	
防衛副大臣の印		
防衛大臣政務官の印		
防衛事務次官の印		
防衛審議官の印		
大臣官房長の印 防衛政策局長の印 整備計画局長の印 人事教育局長の印 地方協力局長の印 地方協力局次長の印		
衛生監の印 施設監の印 公文書監理官の印		
大臣官房秘書課長の印 大臣官房文書課長の印 大臣官房企画評価課長の印 大臣官房広報課長の印 大臣官房会計課長の印 大臣官房監査課長の印 大臣官房訟務管理官の印 防衛政策局防衛政策課長の印 防衛政策局日米防衛協力課長の印 防衛政策局国際政策課長の印 防衛政策局運用政策課長の印 防衛政策局運用基盤課長の印		23ミリメートル平方

<p>防衛政策局調査課長の印 防衛政策局戦略企画参事官の印 防衛政策局運用調整参事官の印 防衛政策局インド太平洋地域参事官の印 整備計画局防衛計画課長の印 整備計画局サイバー整備課長の印 整備計画局施設計画課長の印 整備計画局施設整備官の印 整備計画局提供施設計画官の印 整備計画局施設技術管理官の印 人事教育局人事計画・補任課長の印 人事教育局給与課長の印 人事教育局人材育成課長の印 人事教育局厚生課長の印 人事教育局服務管理官の印 人事教育局衛生官の印 地方協力局総務課長の印 地方協力局地域社会協力総括課長の印 地方協力局東日本協力課長の印 地方協力局西日本協力課長の印 地方協力局沖縄協力課長の印 地方協力局環境政策課長の印 地方協力局在日米軍協力課長の印 地方協力局労務管理課長の印</p>	
<p>防衛人事審議会長の印 自衛隊員倫理審査会長の印 防衛施設中央審議会長の印</p>	<p>30ミリメートル平方</p>
<p>防衛大学校長の印 防衛医科大学校長の印 防衛研究所長の印</p>	
<p>統合幕僚長の印 陸上幕僚長の印</p>	

海上幕僚長の印 航空幕僚長の印	
統合幕僚学校長の印	
情報本部長の印 防衛監察監の印 外国軍用品審判所長の印 北海道防衛局長の印 東北防衛局長の印 北関東防衛局長の印 南関東防衛局長の印 近畿中部防衛局長の印 中国四国防衛局長の印 九州防衛局長の印 沖縄防衛局長の印	
帯広防衛支局長の印 東海防衛支局長の印 長崎防衛支局長の印 熊本防衛支局長の印	28ミリメートル平方

別紙様式第1（第7条関係）

発簡番号
発簡年月日

防衛大臣殿

職名

印

公印の作成（改刻）について（届出）

〇〇〇の公印を、下記の理由により作成（改刻）したので、別紙印影を添えて届け出る。

記

別紙：印影

(別紙)

防 衛 省 ○
○ 局 ○ ○
○ ○ 課 長

(印影)

注 1 : 別紙は、日本産業規格 A 列 4 番の強じんな薄い和紙を用い、公印 1 個につき 1 枚とすること。

注 2 : 改刻を届け出た場合は、旧印の廃止の届出は要しない。

別紙様式第2（第7条関係）

発簡番号
発簡年月日

防衛大臣殿

職

名

印

公印の廃止について（届出）

〇〇〇の公印を、下記の理由により廃止したので、届け出る。

記